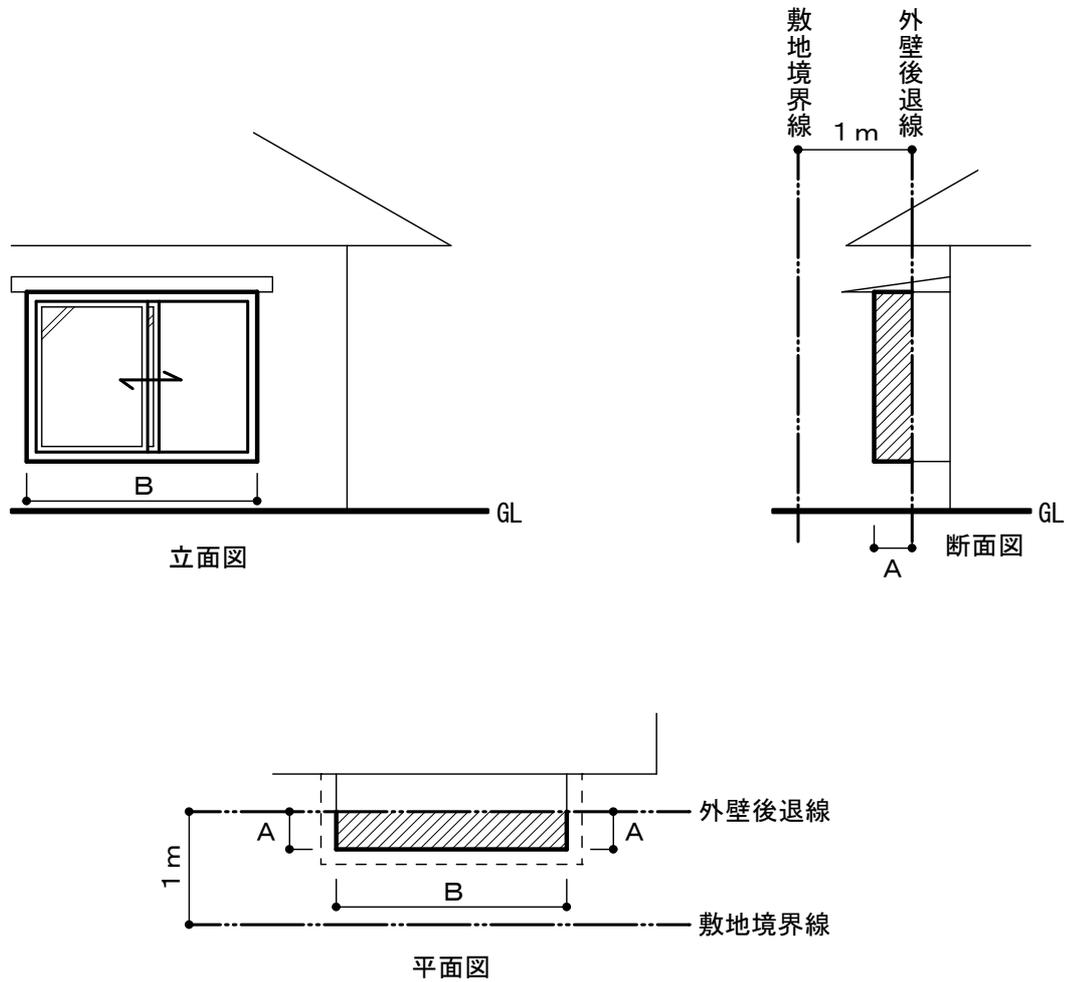


事 項	外壁の後退距離における出窓の取扱い	関 係 条 文 等	法第54条 令第135条の22
054-01			

外壁の後退距離における出窓の取扱いは、次のとおりとする。



[考え方・解説]

兵庫県建築確認申請等の手引きN○27の出窓にかかる部分は適用しない。

出窓は建築面積や床面積の算入にかかわらず外壁面として取扱い、建築基準法第54条を適用する。

建築基準法施行令第135条の22第1号の3m緩和を適用する場合は、出窓水平投影部分の外周長さで算定すること。(上図の場合、 $2A + B \leq 3m$ とする。)

[備 考]  
(関連告示等)

2020.10作成